

『続日本紀』の筑紫尼寺

高倉 洋彰

一 筑紫尼寺について

『続日本紀』卷二文武天皇条に

大宝元年八月甲辰、太政官処分、近江国志我山寺封、起庚子年計満卅歳、觀世音寺筑紫尼寺封、起大宝元年計満五歳、並停止之、皆准封施物、

という箇所がある。この部分を、たとえば直木孝次郎らは、太政官が
大宝元（七〇一）年八月四日に、近江国の志我山寺の食封については
庚子年（七〇〇）から逆算してすでに満三〇年となっており、觀世音
寺と筑紫尼寺については、大宝元年から逆算して満五年になっている
ので、ともにこれを停止して、それぞれの寺に食封に準じて禄令の規
定にしたがって物を施入するようにせよ、という処分を下したとして
いる。^②ここに出てくる近江国の志我山寺は崇福寺のことであり、觀世
音寺は大宰府のそれだが、他の史料にまったく記録されていない筑紫
尼寺については「不明」としている。

同じ記録が『扶桑略記』卷五文武天皇条にもある。『略記』では、

大宝元年八月甲辰日、太政官処分、近江国志我山寺封、起庚子年計満卅年、筑紫觀世音寺封、起大宝元年計満五歳、並停止之、
とあって「觀世音寺筑紫尼寺」は「筑紫觀世音寺」の一寺にまとめられて
いる。筑紫尼寺を否定する『略記』の態度はその後の研究に踏襲

され、「觀世音寺筑紫尼寺」の部分は「筑紫觀世音寺」の誤りと考え
られている。実際、志我山寺は近江国と所在地が明記されているのに
対し觀世音寺にはその表記がなく、「筑紫尼寺」も実在するならば「筑
紫の〇〇寺」と寺名が書かれると思われるし、大宝元年段階で筑紫に
封を施入されるような寺格の寺院は觀世音寺を除いては史料的にも遺
跡としても知られておらず、「筑紫觀世音寺」の誤記とする考えは正
しいと思われる。『筑前国統風土記』は觀世音寺に関する最初の記録
として『続日本紀』の大宝元年の記事を挙げているが、^③こういう研究
状況を反映してか、大宝元年のこれら二つの記録は『太宰府市史』古
代資料編には採用されていない。^④

二 大宰府管内総国分寺としての觀世音寺

天平十三（七四一）年に発せられた聖武天皇の国分寺建立の詔によつ
て、各国に金光明四天王護国之寺（国分僧寺）と法華滅罪之寺（国分
尼寺）が建立され、総国分寺として東大寺、総国分尼寺として法華寺
が平城京に置かれる。ただ大宰府（九州）管内は例外で、九州の国分
寺を統括したのは觀世音寺であった。觀世音寺は保安元（一二二〇）
年に東大寺の末寺化されるが、それ以前から戒壇授戒を通じて東大寺
と密接な関係にあった。行政的にも大宰府管内諸国は中央官制に直属

せず、大宰府を介在して間接的に支配されていた。中央官制―大宰府―管内諸国の関係になるが、この関係が僧統においても東大寺―観世音寺―管内諸国分寺の系譜をもたらしたとみられる。

具体的な事例をみておこう。

『類聚三代格』卷三・国分寺事によれば、天長五（八二八）年二月二十八日に、満六〇歳以上で国分寺僧になった者を得度させていたが、老齢化が進んで無能力化しているから、国分寺僧二〇人の得度者のうちの五人は二五歳以上の者を充てることを大宰府が請い、太政官から許されている。この大宰府管内の国分寺僧のあり方に関する提言は観世音寺講師光豊によって行われている。観世音寺講師とあるが、光豊は管内国分寺、定額寺、宇佐弥勒寺、肥前弥勒寺などの僧の人事に関しても関わりをもっている。おそらくは九世紀初頭から観世音寺講師が兼務するようになった府講師の立場での提言であろうが、そうであっても府大寺観世音寺が管内国分寺の指導監督に当たっていたことが、ここに示されている。

同じ観世音寺講師光豊は、『日本紀略』前篇十四・淳和天皇条によれば、天長八（八三一）年に、仏舍利五〇〇粒を管内の国分寺および定額寺に安置させることを、大宰府から命ぜられている。この場合も大宰府管内の国分寺は観世音寺に従っている。

それは『延喜式』卷二十一・玄蕃寮に、観世音寺が九州の僧統を掌握していたこと示す、「凡太宰観音寺講読師者、預知管内諸国講読師所申之政」とあることから理解できる。これに先立つ天長十（八三三）年に勅によって観世音寺講師兼筑前国講師に任ぜられた惠運も「以為九国二島之僧統」と述べていて、観世音寺が国分寺の支配にあたっていたことが明らかになっている。

こうした事実を受け、角田文衛編『新修国分寺の研究』第六卷「総括」に観世音寺が収録されている。⁽⁵⁾

三 大宰府郭内外の寺院の検討Ⅰ

それでは、大宰府管内諸国の国分尼寺の支配体制はどうであったのだろうか。

東大寺と法華寺の両寺が平城京に置かれたことと、九州における古代寺院の配置を考慮すると、管内諸国の国分尼寺を統括する寺院は、観世音寺と同様に大宰府都城（府郭の内外）に置かれていたと推測できる。そこで飛鳥時代から平安時代前期にかけて大宰府に所在した寺院を検索すると、図1に示した観世音寺・国分寺・国分尼寺・安楽寺・四王院・大山寺（竈門山寺）・般若寺・塔原廃寺・杉塚廃寺、それに四王院別院の原山無量寺の一〇寺になり、これらの中に大宰府管内の総国分尼寺があった可能性が生じる。⁽⁶⁾

これらの一〇寺の中で、僧寺・尼寺の判断が可能な寺院をまず検討しよう。

1の観世音寺が僧寺であることは、先述した観世音寺講師光豊や観世音寺講師兼筑前国講師惠運をはじめ、史料に名を残す多数の住僧のすべてが僧であることから明らかである。最初に名をあらわすのは養老七（七二三）年に、勅によって観世音寺造営を命ぜられた僧満誓で、『万葉集』卷三にも造筑紫観世音寺别当沙弥満誓とあり、俗姓名を笠朝臣麻呂と称した僧である。延喜五（九〇五）年の『観世音寺資財帳』には講師伝灯大法師真文、読師伝灯大法師観盛など六僧が署名しているし、天永元（一一一〇）年に観世音寺法華六十卷談義縁起を観世音

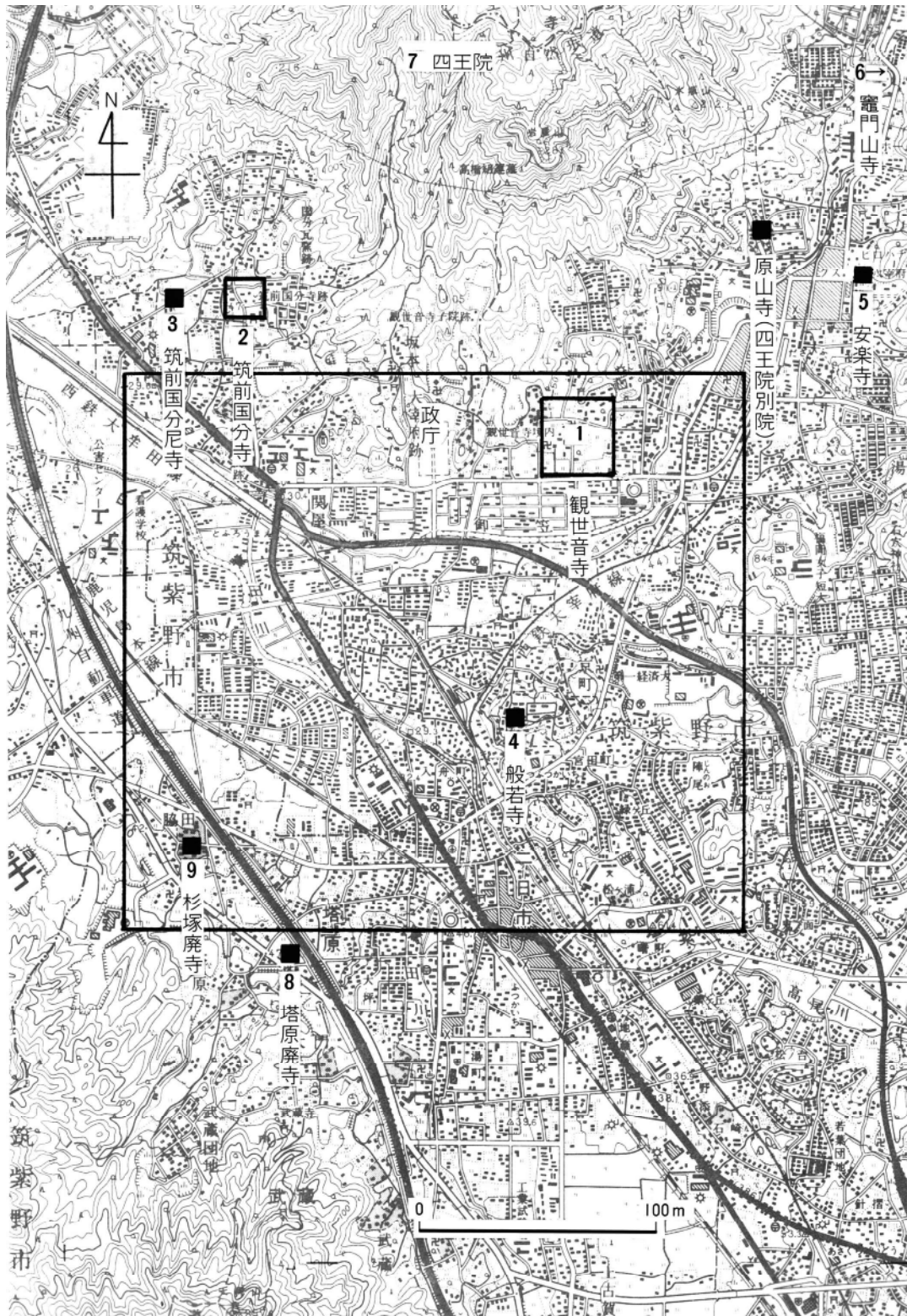


図1 太宰府の古代寺院分布図（『太宰府市史』考古資料編から）

寺の所司大衆などが作った際には、講師兼別当伝灯大法師還宴および談義衆二〇僧、所司九僧を含む三八僧が署名している。現在まで法灯を継ぐ石田家は中世観世音寺の三官領のひとつ上座坊の後裔だが、三官領以下のすべてが僧であつたように、過去においても現在においても僧寺である。

2の筑前国分寺はもちろん僧寺である。創建年は明らかでないが、天平勝宝八（七五六）年十二月に北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道の国分寺に灌頂幡一具・道場幡四九首などの仏事莊嚴具が下賜されたことを伝える『続日本紀』卷十九孝謙天皇条に、西海道の国分寺は筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向の六国があることが参考になる。ここには筑前・大隅・薩摩の三国分寺および壱岐・対馬・多岐の三島分寺が載っていない。それは、大隅・薩摩両国分寺および三島分寺はまだ建立されていなかったためであろうが、筑前国分寺についてはそういう事情を考えがたく、むしろすでに創建されていたとみられるからである。すなわち、筑前国分寺は、国分寺建立の詔および天平十八（七四六）年に供養した観世音寺よりも遅れるものの、天平勝宝八（七五六）年までには完成していたと考えられよう。⁸⁾

3の国分尼寺はもちろん尼寺で、その創建期は明らかでないが、筑前国分寺にそれほど遅れることはあるまい。したがって総国分尼寺の候補になる寺は七六〇年前後には創建されているという条件が生じる。筑前国分尼寺については後述する。

5の安楽寺は天満宮安楽寺ともいい、大宰権帥菅原道真の廟所として延喜年間（九〇一〜九二三年）に建立されたことを、『天満宮安楽寺草創日記』が伝える。⁹⁾ 別当を菅原氏の氏長者が推挙することになっていたが、別当以下のすべてが僧からなる僧寺であつた。しかし創建

が延喜年間に降るから、時期的にも総国分尼寺の候補にはなりえない。

延暦二十二（八〇三）年に僧最澄が薬師仏像四体を造つたことを初出とする6の竈門山寺は、承和十四（八四七）年十一月二十八日から十二月三日にかけて円仁が竈門大神などのために金剛般若経五千巻を転読したと『入唐求法巡礼行記』が伝える大山寺が正式の名称であつた。¹⁰⁾ 出土の瓦類からすると、その設置は奈良時代後半にさかのぼるとみられ、時期的には可能性をもつが、ここは僧寺であつた。たとえば『朝匠略伝』日本上によると、長保五（一〇〇三）年に、景雲阿闍梨は皇慶と延殷の二人に大山寺において両部大法を授けている。この三人はいずれも僧で、阿闍梨の景雲の事績は明らかでないが、金剛界大法と胎藏界大法の両部大法を授けるほどの学僧であり、これほどの僧が住していたところに大山寺の勢威をうかがうことができる。さらに長治元（一一〇四）年のことだが、大山寺で石清水八幡宮を背後にもつ別当光清と、延暦寺を後ろ盾とする前別当後見信嚴および上座宗胤が、それぞれの勢力の支持を得て対立する事件が起きている。中世には有智山寺とよばれるようになるが、宝満山の山腹に三七〇区の僧坊を構え一山を形成した大寺院であつた。

7の四王院は、宝龜五（七七四）年に軍事的な緊張関係のもと、新羅からの呪詛を打ち払う鎮護国家の寺として「浄行僧四口」が置かれたことからわかるように僧寺である。別院の原山無量寺は創建期がはっきりしない。旧所在地は原八坊とよばれ「原山記念碑」が立っていたが、それによると四王院の別院として、弘仁九（八一八）年に最澄によって建立されたとなっている。あるいは仁寿元（八五一）年の円珍の入唐のときに門人華台坊をはじめとする八人の僧が草創したという説もある。子院八坊のなかにある華台坊が中心となって雨乞い行

事を行っていたが、それに関する滑石製経筒が裏山の水瓶山（岡見山）経塚から出土している。この経筒には、弘長三（一二六三）年・永仁三（一二九五）年・嘉暦三（一二三二）年・応永二十三（一四一六）年・長享三（一四八九）年の紀年とともに七五人の僧名が刻まれている。原山寺は四王寺廃絶後に安楽寺に属し、天満宮の社僧になる。なお中世の観世音寺史料によれば、原山寺は先に紹介した有智山寺（大山寺）とともに観世音寺の諸行事に出仕している。これらの点から僧寺であることがわかるとともに、時期的にも四王院と原山寺は総国分尼寺の候補から外れる。

8の塔原廃寺の場合は、「上宮聖徳法王帝説」裏書にある白雉五（六五四）年に筑紫大宰帥蘇我臣日向が孝徳天皇の冥福を祈って建立した般若寺であるとする説と合致するように、塔心礎の型式や出土の古瓦から創建は飛鳥時代にさかのぼる。その後身を武蔵寺とする説があるが、そうであれば般若寺である。武蔵寺は現在ブゾウ寺とよばれているが、『宇治拾遺物語』ではムサシ寺とよばれている。裏書で般若寺を創建したとされる蘇我臣日向の字は無耶志であり、『日本書紀』皇極天皇条では身狭、ほかに武蔵や身刺とも表記されているが、いずれもムサシと読んでいる。ここから塔原廃寺＝般若寺はムサシ寺と俗称され、武蔵寺（ムサシ寺→ブゾウ寺）へと転じていった可能性が考えられている。武蔵寺五号経塚出土の大治元（一一二六）年銘経筒に「勸進僧□□」の僧名があることも参考になる。¹³

以上のように、筑前国分尼寺を除いた、観世音寺・筑前国分寺・安楽寺・竈門山寺（大山寺・有智山寺）・四王院・原山寺・塔原廃寺（武蔵寺）は僧寺である。ところで、以上の諸寺を僧寺とする格好の史料がある。平安時代末期に後白河上皇が撰んだ今様歌詞集として知られ

る『梁塵秘抄』¹⁴がそれで、霊験所歌の三十一歌に

筑紫の霊験所は、大山四王寺清水寺、武蔵清滝

とある。ここには筑紫の霊験あらたかな寺院として大山寺・四王寺・清水寺・武蔵寺の四寺と糟屋郡の清滝寺¹⁵が挙げられている。清水寺は観世音寺のことを指している。¹⁶さらに雑の三八三歌に、

次田の御湯の次第は、一官二丁三安楽寺、四には四王寺五侍、六膳夫、七九八丈九倭杖、十には国分の武蔵寺、夜は過去の諸衆生

と次田湯（二日市温泉）の入浴順を歌ったものがある。一の「官」は大宰府官人、ことに高級官人を指す。それに続く二の「丁」は寺のこと¹⁷で、「寺」の一字で名称がわかる有力寺院である観世音寺を意味する。「六膳夫、七九八丈九倭杖」の、七の次の「九」の意味が不明だが、これはおそらく「大」の誤字で、霊験所歌三十一歌にある大山寺・四王寺・清水寺（観世音寺）・武蔵寺の中で三八三歌に名のみられない大山寺を略称したと考えられる。したがって、寺院だけでいえば観世音寺、安楽寺、四王寺、大山寺、国分寺・武蔵寺の順で入浴したことになる。この入浴順の途中に尼僧が混じるとは考えづらく、これらの六寺は僧寺であったことがわかる。これに他の史料から知られる原山無量寺を加えた七寺は僧寺であったことになる。したがってこれらの寺院は、創建時期を度外視しても、総国分尼寺の候補から外れる。

四 大宰府郭内外の寺院の検討Ⅱ

大宰府郭内外で僧寺を七寺確認できたが、残りの三寺の中で確実な尼寺は筑前国分寺の西側にある3の筑前国分尼寺である。その遺跡は『筑前国続風土記』に、「国分村の二町許西にあり。東西八間、南北六

間、大きな礎二十許猶のこれり」云々と紹介されているが、礎石はすでに二個に減じている。貝原益軒は二〇個ほどの礎石を残すこの堂宇を東西八間、南北六間としているが、これは実長だから、東西四八尺×南北三六尺ほどの東西棟建物の可能性がある。であれば、東西四六尺（八尺＋一〇尺＋一〇尺＋一〇尺＋八尺）×南北三六尺（八尺＋一〇尺＋一〇尺＋八尺）ほどの、柱間五間×四間の四面廂礎石建物を考えれば二八個の礎石が必要だから、条件は合う。観世音寺金堂より

もやや小規模な建物と推測できる。

ところで、筑前国分尼寺の遺構は太宰府市教育委員会によって発掘調査が進められ、図2の1のような配置がわかつて²⁾いる。第四次調査で検出された四S B〇〇一は南北方向の道とL字状に外に開く側溝との関係から南門とみられる。そこから推定される伽藍中軸線上に東西方向の一三S A〇二〇、その東北方に鐘楼ないしは経蔵と考えられる三間×三間の方形建物一三S B〇〇一が検出されている。これらの遺

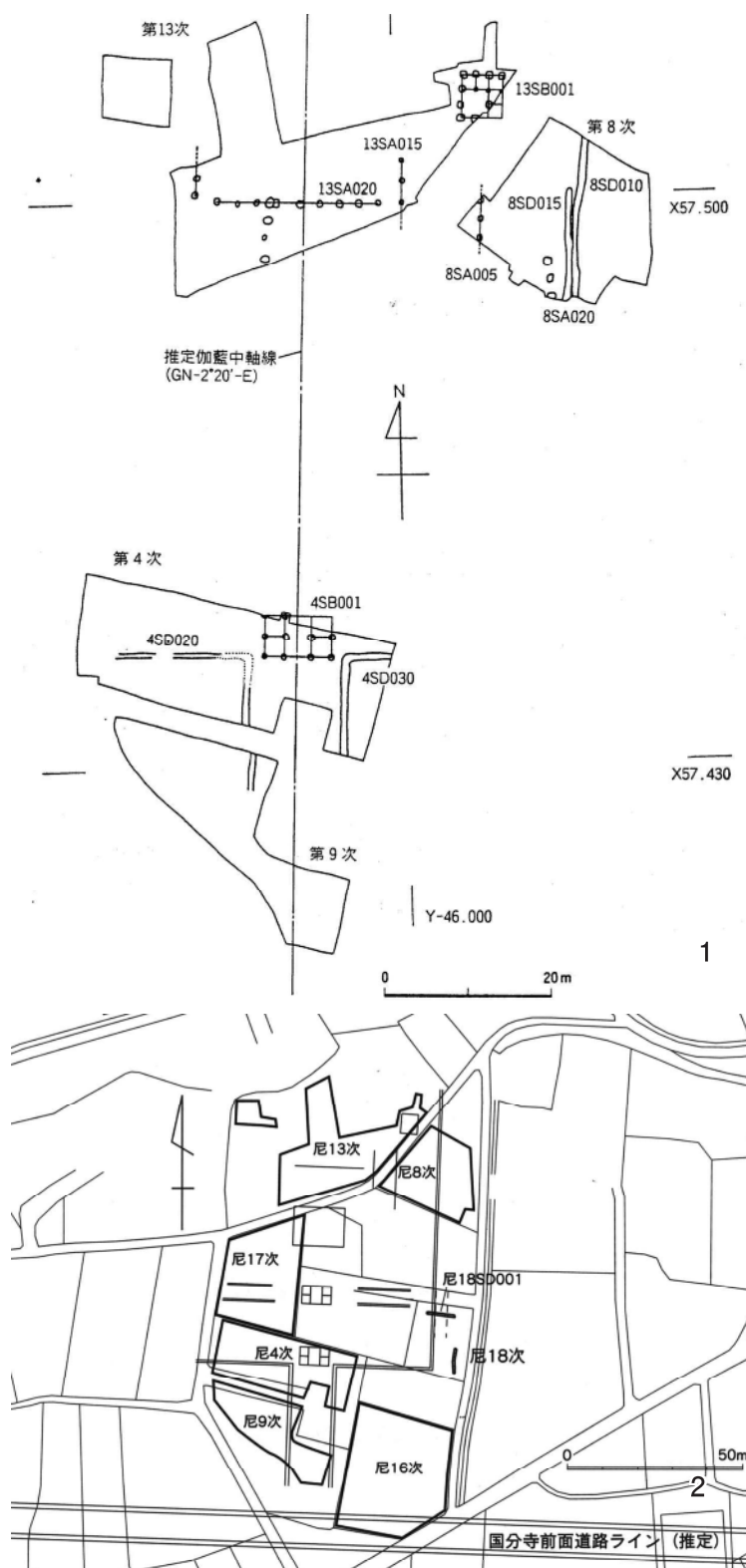


図2 筑前国分尼寺の伽藍配置図

構配置から方一町程度の寺域が復原できる。先の『続風土記』にある礎石建物は一三SA〇二〇の南側に位置すると考えられ、講堂か金堂の可能性がある。

その後も周辺の調査が進められ、第一八次調査後の伽藍配置に関する知見が図示されているので、参考までに図2の2に示しておくが、紹介した堂塔以外の建物は検出されておらず、想定図になる。

筑前国の国分尼寺だから、筑前国分尼寺に大宰府管内総国分尼寺の可能性を考えてみたいが、大宰府管内の総国分僧寺が筑前国分寺ではなく観世音寺であることを考慮するとその可能性は低い。

4の般若寺は、府郭内の中央に近い独立丘陵の上の、大宰府を一望できる好地にある。ここに塔心礎一個が残っていたが、発掘調査の結果、心礎を載せる瓦積基壇が検出され、旧景写真で近くに別の土壇があることがわかることなどから、方一町以上の寺域をもつ法起寺式伽藍配置をとる寺院である可能性が指摘されている。出土遺物から七世紀末から八世紀初頭ごろに創建され、九世紀代までは法灯が続いていたと考えられている。ところで般若寺の名称は一帯の地名にもとづくのだが、塔原廃寺で述べたように、『上宮聖徳法王帝説』裏書にみえる般若寺との関係が問題となる。时期的には合致しないが、筑紫大宰帥蘇我臣日向によって創建された般若寺（塔原廃寺）が、大宰府条坊制の施行にもなって郭内に移転し、4の般若寺が建立されたとする小田富士雄氏の説によって時間の問題は解消された。しかしながら奈良時代の大宰府には、郭内に観世音寺と杉塚廃寺があるものの、国分寺・国分尼寺・竈門山寺（大山寺）は郭外にあって郭内移転の必要性がないことや、出土の古瓦に明らかな断絶があることなどから、現在では別寺の可能性が考えられている。

裏書によれば、般若寺は奈良時代に大寺・国分寺に続く寺格の定額寺になっているが、四周を見渡せる府郭のほぼ中央という好処にある立地環境からみても、これは4の般若寺であろう。定額寺でありながら『梁塵秘抄』の次田湯の入浴順に載らないのは、存続する武蔵寺に対して4の般若寺が一〇世紀にはすでに廃絶していたことに起因するように思われる。

ともあれ、时期的にも寺格からも般若寺は総国分尼寺の最適の候補になるが、肝心の尼寺である証拠に恵まれていない。

9の杉塚廃寺は礎石建物を含む二棟の堂宇が確認されていて、出土の百済系単弁軒丸瓦から七世紀末まで創建の時期がさかのぼると推定されているが、それ以外の情報は無い。したがって僧寺・尼寺の区別がつかないが、大宰府政庁からやや外れた位置にあり、尼寺であったとしても総国分尼寺としての性格は疑問視される。

大宰府管内に広く目を転じて、観世音寺に匹敵できる寺院は宇佐弥勒寺しかない。しかし、弥勒寺は宇佐八幡宮の神宮寺で、僧寺であった。初代別当とされる法蓮和尚は僧である。天平勝宝元（七四九）年に弥勒寺に年分度者一名を入れることを定められているが、天長七（八三〇）年に観世音寺が豊前国八幡弥勒寺（宇佐弥勒寺）の年分度者を試度したことから、弥勒寺講師伝灯大法師光恵が出てくる。講師職あるいは検校職を相承するようになってからもすべて僧であり、この寺も該当しない。

したがって大宰府管内の国分尼寺を統括する寺院は不明ということになる。

五 観世音寺筑紫尼寺について

大隅・薩摩・壹伎などの諸国は天平勝宝七（七五五）年に国講師の配置を停止されて以来国読師のみしか置かれていなかったため、『続日本後紀』卷十四仁明天皇条によると、それらの国司島司が、承和十一（八四四）年に国講師の不在によって「失鎮護之助」（鎮護国家のための經典の講説ができない）こと、正月の安居の修会などの仏事や、「加以国分二寺雑物等、触類夥多、既無綱維令誰檢領」（国分二寺の雑物は多いが検校する者がいないこと）などから、国に講師と読師を置くことを大宰府に請うている。国講師は、護国の經典を講説する力量が求められるとともに、国内の諸寺の監督にあたり国分二寺を検校した。先の国司島司の申請はこのことをいつている。そこで大宰府は、「望請准管内諸国博士医師之例、府司於観音寺、与彼講師共、簡試部内僧精進練行、智徳有聞、堪任講筵、終始無変者、将補任之者」、つまり大宰府は観世音寺講師とともに簡試して有能の僧を選び、勅によって読師を停め講師を任じるように改めている。ここにある国分二寺は国分僧寺と国分尼寺をさす。使用の例は多数あるが、『延喜式』治部省にみえる「凡諸国附朝集税長等使所送国分二寺雑公文」、国分僧寺と国分尼寺の財政などを政府に報告するために『三代実録』の貞観十六（八七四）年にみえる未納稻填納を記した紀伊国の「国分二寺帳」を例として挙げておこう。

観世音寺は大宰府管内諸国島の僧統を掌握していたから当然国分尼寺もそれに含まれるが、この史料によって大宰府管内の国分僧寺とともに国分尼寺をも観世音寺が統括していたことがいっそう明らかになる。東大寺と異なつて、観世音寺が法華寺となんらかの関係を有して

いたことを示す史料は知られていないものの、宗教行政上、府大寺として観世音寺が国分尼寺を支配したことはこれによって理解できる。

なお、僧寺である観世音寺に尼僧の記録がある。延久元（一〇六九）年造立の十一面観世音菩薩像が造られた際に、造仏のために資金などを提供し、仏縁にあずかるうとして府老王則宗ら数十人が結縁している。この結縁者の名簿にあたるものが菩薩像の胎内に墨書された銘文によって知られ、そのなかに尼妙令、尼坂井女がみえる。⁽²⁵⁾この延久の十一面観世音菩薩像にたいして新十一面とよばれた十一面観世音菩薩像が仁治三（一二四二）年に造立されている。この造立は、長承・保延の頃（一一三二～四一年）に造られた元の十一面観世音像が朽破してきたために、尼戒縁によって再興が願われ、法眼和尚位暹秀と尼戒縁によって進められたという由来をもっている。⁽²⁶⁾ここにも尼僧がいる。これら三人の尼僧は結縁者であつて観世音寺の住僧ではない可能性が強いが、仏像の造立の発願者に戒縁のような尼僧がいることは注目できる。

以下は根拠の無い憶説であるが、今後の研究の展望として蛇足しておこう。

「延喜五年観世音寺資財帳」から復原できる伽藍配置が創建当初のものであることは証明できていないが、これを当初のものに考えると次の可能性が生じる。

観世音寺には破損の著しい古図を大永六（一五二六）年に写した「観世音寺伽藍絵図」が残っている。この絵図は平安時代後期の寺容を示すと考えられるが、七堂伽藍の南面両端に院が構成されていて、西南端を戒壇院とし、東南端を護摩堂としている。この護摩堂部分は「延喜五年資財帳」の菩薩院にあたるが、菩薩院に関する記録は他にはまっ



図3 観世音寺伽藍絵図

たく無く、その性格を不祥にしている。

それはともあれ、観世音寺への戒壇院の設置は創建からしばらくたった天平宝字五（七六一）年のことだから、創建時にはこの一面は無かった可能性がある。つまり、七六一年に新たに戒壇院を設置した際に、バランスの問題もあって、その時に対称の位置に菩薩院を設置した可能性である。そうすると、創建当初に設置が予測できない戒壇院の設置を可能にできるような広大なスペースがなぜ確保できていたのだろうか、七堂伽藍の外にある政所院と大衆院の位置がそれぞれ戒

壇院部分と菩薩院部分の外側に推定できることをどう考えればよいのだろうか、という問題が生じる。

そこに、観世音寺の伽藍配置の設計にあたって、この両院は創建当初から存在した可能性が生じてくる。つまり戒壇院は、先行して設置されていた堂宇を、七六一年に転用したとする考えである。ここで生じてくるのが、国分寺建立の詔よりも四〇年も古い記事ではあるが、『続日本紀』の大宝元（七〇一）年の「観世音寺筑紫尼寺」である。つまり伽藍の全体が観世音寺であるとともに、西南端の、後に戒壇院に転用された部分を府大寺として大宰府管内の僧寺の頂上にある「観世音寺」、東南端の菩薩院部分を管内の尼寺を統括する「筑紫尼寺」であったと考えるのである²⁷。したがって菩薩院はそれを受け継いで西海道総国分尼寺としての役割を果たしていたことになる。この異例の配置は、観世音寺が女帝斉明天皇の追福を祈願して建立されたという事情の反映であるとすれば、許容できるのではなからうか。もちろん観世音寺の寺域内で男僧と尼僧が起居を共にすることはできないから、祈願空間としての意味での堂宇であるが。しかし、もしそうであれば先の三人の尼僧の評価も変わってくる可能性がある。

蛇足部分を削除しても、観世音寺は、大宰府管内において府大寺・府講師として国分二寺（僧寺・尼寺）を統括する地位にあり、九州島内において東大寺と法華寺の双方の役割を果たしていたことは認められよう。

註

（一）諸寺の封（食封）は天武天皇九（六八〇）年の勅で賜封後三〇年間の所有が認められていたが、大宝令で五年間に改められた。志我山寺（崇福寺）と観世音寺筑紫尼寺の満期の相違はこのことを示している。なお、大宝元（七〇一）

年段階で三〇年に満たない賜封、観世音寺の場合では朱鳥元（六八六）年に賜封された碓井封などの四封は、旧令どおりの満三〇年の所有が継続して認められている。

- (2) 直木孝次郎他訳注『続日本紀』東洋文庫、平凡社、一九八六年
- (3) 貝原益軒『筑前国続風土記』一七〇九年（『福岡県史資料』続第四輯、福岡県、一九四三年に所収）
- (4) 長洋一編『太宰府市史』（古代資料編、太宰府市）二〇〇三年
- (5) 小田富士雄「筑紫観世音寺の沿革」（『新修国分寺の研究』六総括 吉川弘文館、一九九六年。ただし、小田論文で、太宰府管内において観世音寺を総国分寺とする見解の是非を検討されているわけではない）。
- (6) 各寺の概要については、それぞれの発掘調査報告書、小田富士雄『九州考古学研究』（歴史時代篇、学生社）一九七七年、石松好雄・高倉洋彰編『太宰府市史』（考古資料編、太宰府市）一九九二年を参考にした。
- (7) 高倉洋彰「筑紫観世音寺子院小考」（『九州歴史資料館研究論集』三）一九七七年
- (8) 小田富士雄「観世音寺と国分寺」（『古代の日本』三九州、角川書店）一九七〇年
- (9) 安楽寺の草創については、『天満宮安楽寺草創日記』には延喜五年・十年・十五年・十九年、『僧綱補任』には延喜十九年とあり、一定しないが、延喜年間に納まっている。
- (10) 竜門山寺は、古代には大山寺、中世は有智山寺として出てくる。これらは、ダイセンジとよんでいた大山寺を、内裏Ⅱダイリの読みから内をダイと発音し内山寺Ⅱダイセンジと書くようになり、内山をウチャヤマと発音してウチャヤマデラに変わり、有智山寺（ウチャヤマデラ）と書くようになったという表記の変遷が考えられる。
- (11) 島田寅次郎編『史蹟名勝天然記念物調査報告書』二、福岡県、一九二六年
- (12) 宮小路賀宏「福岡県筑紫郡太宰府町水瓶山経塚遺跡発掘調査報告」（『考古学雑誌』五二巻一号、日本考古学会）一九六六年
- (13) 註(6)前掲小田書
- (14) 小田富士雄・宮小路賀宏『武蔵寺経塚』武蔵寺史編集会、一九七〇年
- (15) 川口久雄・志田延義校注『和漢朗詠集 梁塵秘抄』（日本古典文学大系七

三、岩波書店）一九六五年

- (16) 武蔵寺の清滝とする説がある。また和泉市久保惣記念美術館蔵の経筒に、「太宰府北山清滝寺」の銘がある。しかしそれらは靈験所にはふさわしくない。
- (17) 『源氏物語』玉蔓巻に「大式の御館の上の、清水の御寺の観世音寺に詣で給ひしいきはひは」云々とある。建久三（一一九二）年に顛倒破砕した観世音寺日本尊の不空羂索観世音菩薩塑像を貞応元（一二二二）年に新造した際に、その間の経緯が胎内に墨書されているが、そこには「清水寺」とある。なお、観世音寺は現在、清水山普門院観世音寺と号している。
- (18) 註(15)前掲書は、頭註で、「丁」は「寺」の誤写で観音寺のことかとしている。ただ、読経に際して鈴（りん）を打つ符丁として「丁」を経文に書き込む場合があり、そこで「丁」をもって「寺」Ⅱ観世音寺を示したとすれば、誤字とはいえない。
- (19) 「国分の武蔵寺」の「の」を註(15)前掲書は頭註で並列、つまり「国分寺と武蔵寺」と考えている。あわせて、補注で山田孝雄の、武蔵寺Ⅱ筑前国分寺とし、武蔵を国分寺の所在地名とする説を紹介するが、山田説は事実には合わない。頭註の通り並列と考えられる。
- (20) 註(3)前掲の貝原益軒『筑前国続風土記』一七〇九年
- (21) 石松好雄・高倉洋彰編『太宰府市史』（考古資料編、太宰府市）一九九二年
- (22) 柳智子・山村信榮編『太宰府・国分地区遺跡群2』（太宰府市の文化財九四）二〇〇七年
- (23) 註(21)前掲書
- (24) 小田富士雄「宇佐弥勒寺所職相承考」（『大和文化研究』八巻六号）一九六三年
- (25) 福岡県教育委員会編『観世音寺重要文化財修理報告』福岡県文化財報告書二〇、一九六〇年
- (26) 註(25)前掲書
- (27) 中国雲南省大理市の鶏足山五華庵禅寺では僧寺部分と尼寺部分が一寺の中にあり、築地塀で隔離されているが、通用門で行き来できるようになっている。（たかくら・ひろあき 公文書館構想調査研究委員会副委員長／西南学院大学教授）